その他告示

○総務省告示第二百十四号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十条の規定に基づき、平成二十年総務省告示第八号（本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十八日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一　本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の名称、呼出名称、使用電波の型式及び周波数並びに送信時刻

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数（kHz）	送信時刻（中央標準時による。）
しおかぜ	しおかぜ	A三E　五、九二〇 A三E　五、九三五 A三E　五、九五五 A三E　六、〇三五 A三E　六、一六五	午前〇時五十五分から午前一時五十五分まで
		A三E　五、九五五 A三E　五、九八〇 A三E　六、〇七〇 A三E　六、〇九〇 A三E　七、三二〇	午前二時五分から午前三時五分まで
		A三E　五、九六五 A三E　六、〇三五 A三E　六、一五〇 A三E　六、一七五 A三E　七、四二〇	午前四時五十分から午前五時五十分まで
		A三E　五、九二〇 A三E　五、九六五 A三E　五、九八〇 A三E　六、〇四〇 A三E　六、〇九〇 A三E　六、一六五	午後十時から午後十一時まで
		A三E　五、九三五 A三E　五、九八〇 A三E　六、〇九〇 A三E　六、一四五 A三E　七、二九五	午後十一時五分から午後十一時三十五分まで

［二　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

一　［同上］

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数（kHz）	送信時刻（中央標準時による。）
しおかぜ	しおかぜ	A三E　五、九二〇 A三E　五、九三五 A三E　五、九五五 A三E　六、〇三五 A三E　六、一六五	午前〇時五十五分から午前一時五十五分まで
		A三E　五、九五五 A三E　五、九八〇 A三E　六、〇七〇 A三E　六、〇九〇 A三E　七、三二〇	午前二時五分から午前三時五分まで
		A三E　五、九二〇 A三E　五、九六五 A三E　六、〇四〇 A三E　六、〇九〇 A三E　六、一六五	午後十時から午後十一時まで
		A三E　五、九三五 A三E　五、九八〇 A三E　六、〇九〇 A三E　六、一四五 A三E　七、二九五	午後十一時五分から午後十一時三十五分まで

［二　同上］